

## 薬物乱用防止指導員設置要綱

### 1 目 的

覚せい剤、シンナー等薬物乱用防止（以下、「薬物乱用防止」という。）の啓発、教育指導を積極的に行うことにより青少年（特に児童、生徒）の健全育成並びに住みよい環境づくりを進めるため、専門的職能を有する薬物乱用防止指導員（以下、「指導員」という。）を置く。

### 2 指 導 員

(1) 指導員は次に掲げる者のうちから山口県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

ア 薬物乱用防止に対し熱意を有する学校薬剤師であって、山口県薬剤師会長が推薦する者。

イ その他指導員として適当と思われる者。

(2) 指導員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

### 3 指 導 員 の 配 置

指導員の総数はおおむね300名とし、各地区の実情に応じて配置する。

### 4 指 導 員 の 業 務

指導員は、次の業務を行う。

- (1) 学校における薬物乱用防止の啓発及び教育指導
- (2) 学校関係者との協議連絡
- (3) (環境)保健所との協議連絡
- (4) その他薬物乱用防止に必要と思われる事項

### 5 庶 務

庶務は、山口県健康福祉部薬務課において行う。

### 6 附 則

- この要綱は、昭和58年11月1日から施行する。  
この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

## 山口県薬物乱用防止推進員設置要綱

### 1 目 的

覚せい剤・シンナー等薬物乱用防止（以下、「薬物乱用防止」という。）の啓発活動、相談及び指導をすることにより、県民の明るい健康の増進並びに地域の住みよい環境づくりを積極的にすすめるため、県下に薬物乱用防止推進員（以下、「推進員」という。）を置く。

### 2 推 進 員

(1) 推進員は、次に掲げる者のうちから山口県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

ア 薬物乱用防止に対し熱意を有する者

イ 青少年に対し理解と愛情を示し、非行防止に熱意を有する者

ウ その他推進員として適当と認められる者

(2) 推進員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

### 3 推進員の配置

推進員は、各市町村単位にそれぞれ配置する。

ただし、総数は400名以内とする。

### 4 推進員の業務

(1) 各地区における薬物乱用防止に関する啓発活動

(2) 薬物乱用防止に関する相談及び指導

(3) 関係行政機関・関係団体と各地区との相互連絡

### 5 庶 務

庶務は、山口県健康福祉部薬務課において行う。

### 6 附 則

この要綱は、昭和54年7月1日から施行する。

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。